一四七　厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置及び厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件　二三　四

一四八　飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の全部を改正する件　二三　65　六九

一四九　労働安全衛生法第五十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章の一部を改正する件　二六　三

一五〇　労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等を定める件　二六　三

一五一　労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章を定める件　二六　四

一五二　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件の一部を改正する件　二六　四

一五三　確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件　二六　四

一五四　確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件　二六　四

一五五　厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件　二六　四

一五六　厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養の一部を改正する件　二六　68　五六

一五七　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部を改正する件　二六　68　五六

一五八　保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件　二六　68　五六

一五九　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件　二六　68　五六

一六〇　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件　二六　68　六二

一六一　厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件　二六　68　六六

一六二　要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件　二六　68　六六

一六三　厚生労働大臣が定める指定訪問看護の一部を改正する件　二六　68　六八

一六四　健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件　二六　68　六八

一六五　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱを定める件　二六　68　六八

一六六　労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件　二七　69　五七

一六七　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の算定に当たり用いる率を定める件　二七　69　六五

一六八　中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第三号ロ(1)の支給率を定める件　二七　69　七五

一六九　中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件　二七　69　七五

一七〇　中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件　二七　69　七五

一七一　中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　二七　69　七六

一七二　中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件　二七　69　七六

一七三　確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件　二七　69　七六

一七四　平成二十三年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第三項及び第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補正係数及び一人平均所得額を定める件　二七　69　七六

一七五　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十四年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件　二八　六

一七六　医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準を廃止する件　二八　六

一七七　東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間の特例の一部を改正する件　二八　六

一七八　救急救命士法施行規則附則第四項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する器具及び薬剤を定める件　二八　六

一七九　厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件　二八　六